

業務用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の中小事業者等の脱炭素化への取組を支援するため、中小事業者等が実施する省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備導入等の経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

一 中小事業者等 次に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所を有するもの。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人であって本号イからエまでに規定する業種以外の業種に属する事業を営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）を営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人であって、旅館業を営むもの

オ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、協業組合であって事業を営むもの

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（本号アからオに掲げるものを除く。）

キ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

ク 本号アからキに掲げるもののほか中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第8号の規定による法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に該当する法人、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であること

ケ その他、本号アからクに類する者として知事が適当と認めるもの

二 みなし大企業 前号アからエで規定する中小事業者であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小事業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小事業者

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小事業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を前各号のいずれかに該当する中小事業者が所有している中小事業者

オ 本号アからウに該当する中小事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小事業者

カ 申請時点において確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小事業者

三 省エネルギー診断 省エネルギー対策に関する専門的知識を有する者が県内の事務所又は事業所を訪問し、当該事務所等におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって、県が指定した機関が実施するもの及び一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、その他国が指定した機関が実施するもの。

四 簡易自己診断 県内の事務所又は事業所における設備の運用改善や更新等による省エネルギー効果を確認するため県が定める簡易自己診断ツールにより、中小事業者等が自ら実施するもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、中小事業者等（みなし大企業は除く。）であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

一 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

二 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること。

三 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

四 第7条第1項に基づく交付決定の日までに「CO₂CO₂スマート宣言事業所登録制度」に登録していること。

五 第6条に定める申請までに、省エネルギー診断を受診、又は簡易自己診断を実施していること。

(補助対象となる事業等)

第4条 補助対象となる事業は、県内の事業所又は事務所において実施する別表第1に定める事業であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業とする。ただし、省エネルギー診断の受診については、この限りでない。

一 省エネルギー診断を受診し、又は簡易自己診断を実施した結果に基づき、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備を導入する事業であること。

二 その事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン以

上の事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは対象とならない。

一 法令及び条例等に違反する事業

二 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のアからウのいずれかに該当する者であるときは、その事業

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

三 その他、知事が適当でないと認めた事業

（補助対象経費等）

第5条 補助の対象となる経費及び補助金の額等は、別表第2に定めるとおりとする。
ただし、証拠資料等により支払金額等が確認できる経費に限る。

（補助金の交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする場合は、知事が定める期日までに、別に定める交付申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請については、同一年度・同一事業者につき1回限りとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、申請者に通知する。

2 知事は、前項の審査により、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対してその理由を示すものとする。

3 補助を受けようとする事業を行う者は、第1項の交付決定を受けるまでは、補助事業

に着手してはならない。ただし、省エネルギー診断の受診についてはこの限りではない。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項。

(承認の申請)

第9条 前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別に定める承認申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受ける前に交付の申請を取り下げようとするときは、取下げ書等により知事に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請はなかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

第11条 申請者は、補助事業に係る経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 申請者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第15条の規定に基づく確定を行った後、補助事業を行うもの（以下、「補助事業者」という。）が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に

掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。
また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）の規定に基づき、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

（状況報告）

第13条 申請者は補助事業の遂行について、知事の要求があったときは速やかに別に定める状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 申請者は、補助事業完了後、別に定める実績報告書に必要な書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条の規定による変更の承認をした場合は、その内容とする。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第16条 前条の通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める交付請求書を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第17条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第2項第2号イ又はウに該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、規則第17条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(財産の管理)

第19条 申請者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 申請者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 規則第21条の規定により処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同条ただし書の規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準じるものとする。

2 申請者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の場合において、知事は、申請者が取得財産等を処分したときは、補助金の全部若しくは一部を納付させることがある。

4 補助事業者は、補助金交付に係る書類を第1項の規定により定められた期間中、保存しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条） 補助対象事業

項 目	内 容
蓄電池の設置	自らが設置する又は設置した再生可能エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備の設置
省エネルギーの促進	1 省エネルギーを図るための次の装置の設置及び改造 (1) 燃料電池 (2) コージェネレーション（熱電併給） (3) LED照明器具 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすもの (4) 空調 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める以下の品目ごとの判断の基準を満たすもの ア エアコンディショナー イ ガスヒートポンプ式冷暖房機 ウ 公共工事に係る資材として分類される品目のうち、空調用機器 (5) 変圧器 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすもの 2 1の付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る） 3 建築物の屋上又は壁面の緑化工事 4 屋根面、壁面又は窓の断熱工事及び遮熱工事

未利用エネルギーの利用促進	廃熱その他の未利用エネルギーの利用を図るためのエネルギー供給装置の設置
メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策	1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に定める温室効果ガスの削減を図るための装置の設置及び改造 2 省エネ型自然冷媒機器の設置 冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに用いられる省エネ型自然冷媒機器並びに食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器の設置 ただし、「省エネ型自然冷媒機器」は、フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドフルオロカーボン（HFC））ではなく、アンモニア、空気、二酸化炭素、水等自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器であって、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないものとする また、食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器には、ショーケースに使用されるものと同様のコンデンシングユニットを用いる冷凍・冷蔵保管庫用の省エネ型自然冷媒機器を含む 3 1、2の付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）
再生可能エネルギーの利用促進	太陽熱、風力、バイオマス、水力、その他の再生可能エネルギー供給設備の設置（太陽光発電設備を除く）
その他	1 省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備更新等（太陽光発電設備を除く） 2 省エネルギー診断の受診（一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、その他国が指定した機関が実施するものを除く）

※国又は県の予算を財源とした他の補助金を受けている場合は対象外

別表第2（第5条） 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費 (※1)	設備費	設備費、必要不可欠な付属機器
	工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品、雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、現場管理費 など
	省エネルギー診断受診費	
補助上限額	1 事業者当たり 1,000 万円（省エネルギー診断あり） 1 事業者当たり 500 万円（簡易自己診断のみ）	
補助金の額等 (※2)	蓄電池の設置	・省エネルギー診断に基づく場合は、 補助対象経費の 1 / 2 以内 ・簡易自己診断に基づく場合は、 補助対象経費の 1 / 4 以内
	省エネルギーの促進	
	未利用エネルギーの利用促進	
	メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策	
	再生可能エネルギーの利用促進	補助対象経費の 1 / 2 以内
	省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備更新等	
	省エネルギー診断の受診（一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、その他国が指定した機関が実施するものを除く）	

※1 上記経費に係る消費税相当額は、補助対象経費としない。

※2 補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。